

診療報酬についての届出事項について（歯科）

中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

●施設基準に係るもの

（基本診療料）

- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 1

（特掲診療料）

- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 歯科技工加算 1 及び 2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAM インレー
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ 歯科麻酔管理料
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査 1 の「口」及び咀嚼能力検査
- ・ 歯科技工士連携加算 1
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

その他の事項

●緊急時の対応について

- ・ 診療時間帯においては、当院救急医療センターへ連絡の上、ストレッチャー等にて患者さまを迅速に搬送いたします。夜間・休日等の場合は、直接当院救急医療センターを受診していただき、歯科対応が必要と判断された際は、当院歯科医師が診療を行う体制を整えております。

●有床義歯の取扱いについて

- ・ 有床義歯は製作後、6 ヶ月間は新たに作ることはできません。他院で作った場合も同様です。
- ・ 設備・機器・常勤歯科技工士を配置し、患者さまの求めに応じて迅速に有床義歯の修理を行う体制を整えております。修理には所定の費用（歯科技工加算）が必要です。

以 上
2024年6月
歯科 主任部長

